

# 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）骨子案（概要）



## 第1章 計画の考え方

### 1 策定の趣旨

障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を通じて、自分らしく活躍できる共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。

### 2 計画の性格

- ・障害者文化芸術活動推進法第8条第1項に基づく、地方公共団体障害者文化芸術活動推進計画
- ・滋賀県文化振興基本方針および滋賀県障害者プランを踏まえた個別計画
- ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第21条に基づき必要な施策を講ずるための取組方針を示した計画

## 第2章 滋賀県の障害者文化芸術活動に関する現状と課題

### 1 滋賀県における障害者の文化芸術活動の歴史

（省略）

### 2 社会情勢の変化等

#### （1）国の動向

##### ○ 障害者差別解消法の改正

事業者における合理的配慮の義務化。

##### ○ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とする。

##### ○ 障害者文化芸術活動推進基本計画の改定

共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、誰もが地域の中で日常的かつ継続的に文化芸術活動の豊かさを楽しむ可能性を広げ、持続させることを目指す。

#### （2）県の動向

##### ア 「滋賀県文化振興基本方針（第3次）」の策定

「県民誰もが文化芸術に親しみ、多様な主体や世代等がつながる場をつくる」の柱のもと取組を進めている。

##### イ 「滋賀県障害者プラン2021」の策定

「ともに活動する」の施策領域のもと取組を進めている。

##### ウ 「（仮称）新・琵琶湖文化館基本計画」の策定

障害の有無や言語の違い等に関わらず、誰もが楽しみ、人との交流につながる取組を進めている。

##### エ 「滋賀県読書バリアフリー計画」の策定

視覚障害者等の読書環境整備の推進により、障害者の社会参加・活躍の促進と共生社会の実現を目指す。

##### オ 「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定（予定）

令和7年（2025年）の「国スポ・障スポ大会」を契機に、社会全体で一層ユニバーサルデザインの推進を図ります。

##### カ文化やスポーツの祭典の開催

令和7年（2025年）の「国スポ・障スポ大会」「大阪・関西万博」、令和9年（2027年）の「ワールドマスターズゲームズ2027関西大会」を契機に、障害による文化芸術プログラムの推進が見込まれる。

### 3 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間

### 4 障害者等の定義

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

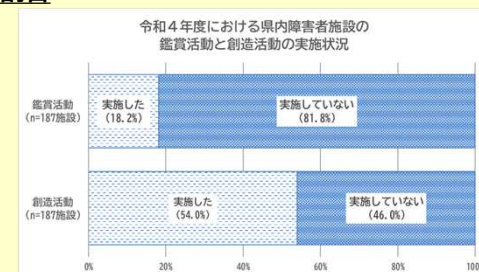
### （3）取り巻く現在の状況

#### ア 障害者数の推移（各障害関係手帳所持者）

障害種別等	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障害者手帳所持者	53,745人	53,795人	53,802人
療育手帳等所持者	14,771人	15,317人	15,814人
精神障害者保健福祉手帳所持者	11,175人	11,710人	12,278人

#### イ 文化芸術の鑑賞活動および創造活動の実施割合

令和4年度障害者の文化芸術活動の取組状況調査によると、1年間に劇場等で文化芸術を鑑賞した障害者施設の割合18.2%、創造活動の実施割合は54.0%。



#### ウ 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・感染拡大のため、多くの展覧会や演奏会等が中止、文化芸術活動や交流が停滞。行動制限や経済活動の見直しが行われ、感染対策を徹底しながら、文化芸術活動が再開。
- ・重症化リスクが高い障害者は、外出を控えている状況。
- ・公演のライブ配信や録画配信など、オンラインを活用した文化芸術活動が展開。文化芸術体験がもつ、目の前にあるリアルな体験や演者と観客の一体感の共有の重要性を再認識。
- ・コロナ禍において、文化芸術は感動や心の安らぎをもたらすなど、生きる上で欠かせないものであることを再認識。

#### エ 情報社会の進展と文化芸術の新たな楽しみ方の出現

- ・インターネットやSNSを通じて、時間や場所を問わず情報が取得可能。コミュニケーションの方法が多様化。
- ・無料の動画配信サービス、定額で音楽等が楽しめる動画配信サービスの出現から、より気軽に文化芸術に親しむことができるようになった。

# 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）骨子案（概要）

## 3 計画（第1次）の取組状況

### 親しむ

- 「文化芸術×共生社会」プロジェクトの実施により、字幕など情報保障のモデル事例を蓄積。情報保障を事前に明示するため、アクセシビリティ・アイコンを製作。
- ホールの子事業に特別支援学校の児童生徒が参加し、鑑賞機会を提供。
- 滋賀県立美術館等で、障害者等に対して、観覧料の減免等を行うことで、鑑賞機会を充実。
- ぴかっtoアート展を開催する等、障害者の作品の発表やステージパフォーマンスの機会を提供。



### つなぐ・支える

- 文化・福祉施設職員等を対象に、人材育成研修やワークショップを開催。
- アイサが行う権利保護等の相談対応や情報提供に対して支援。
- 文化と福祉のネットワークづくりや市町の文化施設を対象にした「場」づくりを実施。
- アートと障害を考えるネットワークを運営。

### 活かす

- 「文化芸術×共生社会」プロジェクトの結果を県内外の活動者等に広く発信。
- 滋賀県立美術館において、アール・ブリュット作品の収集・展示を実施。またアール・ブリュットと信楽焼の常設コーナーを新設。
- 福祉の現場から生まれた造形の魅力を広く発信し、県内各地で作品展示を実施。

## 第3章 基本目標と施策の方向性

### 基本目標

誰もが自分らしく文化芸術に親しみ、人と人がつながる滋賀

障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術に親しめる環境づくりや、障害者の文化芸術活動を支える人を育成するとともに、文化芸術を通して、障害の理解を深め、人と人がつながる滋賀を目指します。

計画（第1次）の主な課題等	計画（第2次）3つの施策の方向性（柱）
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報保障を行ったプログラムが少なく、鑑賞機会の充実が必要。</li> <li>● 感染症の影響を受け、鑑賞の機会が限られたことから、デジタル技術を活用した文化芸術活動を検討することが必要。</li> <li>● 創造活動の機会、発表の機会が限られているため、ワークショップや発表の機会の拡充が必要。</li> <li>● 文化施設において、障害者の舞台芸術の公演や作品の展示を継続的に行っていくことが必要。</li> </ul>	<p><b>施策の方向性1</b> <b>親しむ（インクルーシブな文化芸術の推進）</b></p> <p>文化芸術を創造・享受することは生まれながらの権利です。障害の有無にかかわらず、誰もが等しく自分らしく文化芸術に親しめ、感動や心の安らぎを得られるよう、デジタル技術の活用も踏まえ、合理的配慮の提供や情報保障を行うなどインクルーシブな文化芸術の推進を目指します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鑑賞場面では、障害理解が十分でない場面もあるため、障害者の文化芸術活動を通して、県民において障害に対する理解促進が必要。</li> <li>● 障害者の個性と能力を発揮できる機会を充実させるため、障害者の作品だけでなく、表現や創造の過程への魅力にも注目し、社会的・経済的価値の理解を深めることが必要。</li> </ul>	<p><b>施策の方向性2</b> <b>つながる（文化芸術活動を通じた社会参加の促進）</b></p> <p>障害者の文化芸術活動は、障害者の個性を生かし、自己肯定感を高めるものであり、また、障害者の個性と能力に気付かせるものであることから、障害の有無にかかわらず対等な関係を築き、人と人がつながれるよう、文化芸術活動を通じた社会参加の促進を目指します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者の文化芸術活動を支える人を育成するとともに、関係者自身が共生社会に資するプログラムを企画・運営していくことが必要。</li> <li>● 文化施設の設備面に障壁があるため、改善が必要。</li> <li>● 文化芸術活動による共生社会の実現のため、県・市町、民間による継続的な取組が必要。</li> </ul>	<p><b>施策の方向性3</b> <b>支える（地域の障害者文化芸術の推進）</b></p> <p>障害者の文化芸術活動は、日常的な楽しみから福祉施設における創作活動まで、障害者だけでなく、教育、福祉、文化など多様な主体が関わっています。障害者の文化芸術活動を支えられるよう、地域の障害者文化芸術の推進を目指します。</p>

〈施策展開の大切な観点〉 子ども・子ども・子ども